

令和2年度軽自動車税(種別割)・グリーン化特例について

税務課 ☎823-9204 📠823-9627

1 税額について

令和2年度の軽自動車税(種別割) 各税額は次のとおりです。

軽四輪・三輪の税額

初度検査(※)の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するときを受ける検査のことです。

車 種				税額 1	税額 2	税額 3
軽自動車	軽四輪	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円

◆**税額1**：平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用。

◆**税額2**：平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」を適用。

◆**税額3**：賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用。ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車、専ら雪上を走行するものに関しては、「税額3」は適用されません。

<参考：税額3の適用開始年度>初度検査年月(または初度検査年)は自動車検査証に記載されています。

初度検査年月(または初度検査年)	税額3適用開始年度
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度～

原動機付自転車・軽二輪等の税額

車 種		税 額
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

2 グリーン化特例

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、令和2年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用されます。

◆**税額ア**…電気自動車または天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)について令和2年度の税額がおおむね75%減となります。

◆**税額イ**…平成17年排出ガス規制75%低減(★★★★)または平成30年排出ガス規制50%低減のうち、次の車両について令和2年度の税額がおおむね50%減となります。

- ・乗用：令和2年度燃費基準値より30%以上燃費性能の優れた車両

- ・貨物用：平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の優れた車両

◆**税額ウ**…平成17年排出ガス規制75%低減(★★★★)または平成30年排出ガス規制50%低減のうち、次の車両について令和2年度の税額がおおむね25%減となります。

- ・乗用：令和2年度燃費基準値より10%以上燃費性能の優れた車両
- ・貨物用：平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の優れた車両

車 種				グリーン化特例による軽減税額		
				税額ア	税額イ	税額ウ
軽自動車	軽四輪以上	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	軽三輪			1,000円	2,000円	3,000円